

## 平成29年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第4回 理事会議事録

招集年月日 平成29年12月15日(金)  
開催日時 平成29年 1月10日(水) 午後4時00分から午後4時28分まで  
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 会議室B  
出席理事名 石田 進、小島真知子、高安俊昭、柳堀 弘、大槻邦夫、木内久子、花田三男、  
中嶋正子、千葉千恵子、原 直俊、坂下弘之、岡野一男、田松庄太郎、  
野村みさ子、浪川浩之、卯月秀一  
欠席理事名 今郡利夫、信太俊浩  
出席監事名 中山照明、徳永正克

平成29年12月5日をもって退任された保立一男理事の後任として、石田進神栖市長が当協議会の理事に就任(平成29年12月6日に開催した評議員会において理事に選任)され、本日が初の理事会出席となったため、開会に先立ち、市長はじめ役員全員1人ずつ自己紹介を行った。

その後、平成29年度第4回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催。

理事総数18名中16名の出席により、定款第30条第1項に定める定足数を充たし、理事会が成立していることを確認した。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・小島真知子(副会長)

本会議の議事録については、定款31条第2項により、会長及び監事の記名押印になることを事務局から説明した。

### ○議 事

#### 議案第1号 会長の選定について

(事務局：相良) 定款第18条第2項に定める会長1名について、定款第2条第2項の規定に基づき理事会の決議により決定をするものでございます。定款第18条第2項、「理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする」というものが役員の規定です。さらに役員の選任にあたっては同じく第21条第2項、「会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」と規定がされておりますので、この理事会でお諮りをするものでございます。

(小島議長) 会長は理事会で選定するというところでございますので皆様にお諮り致します。どのような形で選任いたしましょうか。何かご意見はございますか。ご意見がないようであれば、議長から提案をさせていただきます。会長につきましては神栖市長である石田理事を選定してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

異議なしの声があり、議長を除き賛成15名、反対0名で議長案の通り決議された。

選定後、会長就任を承諾した、石田進会長から就任の挨拶がある。

#### 議案第2号 評議員選任・解任委員の選出について

(事務局：相良) 神栖市社会福祉協議会の評議員選任・解任委員につきましては、現在5名が就任いただいております。任期は平成33年2月28日までとなっております。ただし、この5人のうち、日高勝利委員の本会監事退任に伴い、後任の委員を選任する必要がありますので、この理事会にお諮りをするものです。後任の委員の選定にあたりましては、定款第9条第3項の規定に基づいて、提案をさせていただくものです。この委員は本会の監事が2名と外部委員が2名、事務局職員が1名の

計5名で構成されることと規定がされております。元監事でありました、日高勝利さんの後任といたしまして、現在、神栖市社会福祉協議会の監事であり、徳永正克監事さんにこの評議員選任・解任委員会の新しい委員として選任をするものでございます。なお、この評議員選任・解任委員会につきましては評議員の欠員が生じたときにその都度、開催をするもので、3月末に開催をする予定も場合によってはございますので、合わせてご報告申し上げます。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で決議された。

#### 議案第3号 平成29年度第3回評議員会の招集について

**(事務局：相良)** 社会福祉協議会の評議員会を開会するにあたって、招集の決議は定款第14条に「理事会の決議に基づき、会長が招集する」と規定がされております。その日時と場所、予定案件についてお諮りをするものです。会議の名称については、平成29年度第3回評議員会として招集する予定です。予定時期及び場所は、現時点で平成30年3月中旬から下旬頃に神栖市保健・福祉会館で、予定案件といたしましては、平成30年度神栖市社会福祉協議会事業計画及び収支予算案について決議を求める内容で評議員会を行う予定としております。正式な日程及び追加議案等が決定しましたら、評議員会の前に開催します、第5回理事会の中で改めて理事の皆様にお諮りする予定としております。招集については現在就任していただいている40名の評議員さんへ日時が決まり次第、ご案内する予定となっております。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で議決された。

#### 報告第1号 平成29年度事業実施状況及び予算執行状況（4～11月）について

※事前に資料が送付されているため、説明は重要事項のみ。

##### ・事業実施状況

**(事務局：荒井)** 本案につきましては定款第20条第5項に基づきまして、職務執行状況報告として平成29年4月から11月までの間に実施しました、事業及び収支決算について報告をするものでございます。

【詳細の内容は資料P.7～P.14に沿って説明した】

##### ・予算執行状況

**(事務局：相良)** ただいま説明をいたしました、11月までの事業の状況に基づいた、お金の動きを収支決算ということで資料にまとめさせていただいております。どの拠点区分、サービス区分におきましても概ね収入の範囲の中での支出ということになっております。障害者デイサービス事業及び福祉作業所事業、こちらの2つは、神栖市から指定管理を受けて実施している指定管理事業でございますが、11月末までの状況で申し上げますと、いずれの事業も支出超過とはならず、収入の範囲内の執行ということで、独立採算が取れている状況にあります。特に福祉作業所事業につきましては、最終的に本部社協自主事業区分へ繰り出し予定の360万円が未執行になっている関係で、翌月繰越額が多く表記されておりますが、こちらについては予算額通りの繰り出しが行える見込みとなっております。

【詳細の内容は資料P.15～P.16に沿って説明した】

#### —質疑—

**(中山監事)** 1点だけ確認させてください。予算に対しまして、収入が11月まで8ヶ月経過で執行率76.9%ということですね。これは単純に計算すれば67%くらいですが、10%くらい収入が多くなっているわけですね。ということは、ほぼ見込みが順調なのか、もしくは余分に収入があるのか。また、支出の方は、逆に言うと執行率が57.1%と、66%に達していないというのは、これからかなり馬

力をあげて、いろいろな活動をしていくのかという思いがあります。平均だけの数字で物事を言うてはいけないと思いますが、数字だけ見ればそのように見えます。この部分はどのように理解したらよろしいでしょうか。

**(事務局：相良)** ただいまご指摘がありました、収入の執行率が76.9%という状況ですが、資料P.16「資金収支計算書」で説明させていただきます。市からいただいております、補助金収入あるいは受託金収入については1年分をある程度、前倒しでいただくものがほとんどですので、11月末で切ると割と収入の状況が良い形で執行がされているというような結果になっております。特に、経常経費補助金収入につきましては、7,700万円程の予算に対しまして、ほぼ9割近くが入金されていますので、その部分が全体の執行率に影響しているかと思われまます。

対する支出につきましては、12月から年度末にかけて大きな支出、特に12月の賞与などが発生してきますので、必ずしもこの通りで繰り越せるという状況ではありませんし、かといって事業を執行しないということでもありません。執行を抑えている部分としては、指定管理事業のデイサービス、福祉作業所については、いろいろな経費の削減をいたしまして、いただける介護報酬の中での支出ということで削減をしていますので、予算と比べると少し控えめに執行しているという点ではありますが、予定している事業については、すべて計画通り執行しているという状況となっております。

**(中山監事)** わかりました。

他に質疑はなかったため、報告済みとされた。

**(事務局：橘田)** 皆様、本日はお忙しい中、慎重なご審議ありがとうございました。次回の理事会でございますが、議案第3号でご説明させていただきましたとおり、3月下旬頃の開催を予定しております。詳細は後日改めてご通知申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、平成29年度第4回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。